

敦賀駅西地区土地活用に係る官民連携支援等業務
公募型プロポーザル募集要項

平成29年 7 月

敦 賀 市

1 目的

本業務は、「敦賀駅西地区土地活用に係る官民連携支援等業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、敦賀駅西地区土地活用エリアを有効活用するに当たり、その整備手法として、民間活力の導入可能性を検討するとともに、事業者募集要項等を構築することを目的とし、事業者の分析力、企画力等を総合的に評価し、最も優れたものを業務委託契約の候補者として選定する公募型プロポーザルを行う。

2 公募概要

(1) 業務名

敦賀駅西地区土地活用に係る官民連携支援等業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

(4) 業者選定方法

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(5) 提案上限額

30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者（複数団体による連合体（以下「共同事業体」という。）又は単体法人とする。共同事業体の構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

4 スケジュール

- (1) 公募開始及び募集要項配布期間
平成29年7月18日（火）から平成29年8月10日（木）午後5時まで
- (2) プロポーザルに関する質問書受付期間
平成29年7月18日（火）から平成29年8月3日（木）午後5時まで
- (3) 質問書に対する回答期限
受付後1週間以内
- (4) 企画提案書類の受付期間
平成29年7月18日（火）から平成29年8月10日（木）午後5時まで
- (5) 企画提案書類の審査
平成29年8月下旬
- (6) 結果通知
平成29年8月末頃

5 申込方法

- (1) 募集要項等の配布
本募集要項及び関係資料は、以下の場所において配布する。
また、市ホームページにおいても公開する。
ただし、以下の場所における配布は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。
ア 所在地 〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市役所3階 都市整備部新幹線整備課
イ TEL 0770-22-8242
ウ FAX 0770-23-4127
エ Eメール shinkansen@ton21.ne.jp
- (2) 質問書の受付及び回答
「質問書」（様式6）に要旨を簡潔にまとめ、5の(1)のEメール宛てに、電子メールにて送信すること。電話での質問は認めない。
また、回答は、市ホームページに掲載するとともに、平成29年8月10日（木）まで、担当課において閲覧することができる。
なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足・修正するものとして取り扱う。
- (3) 企画提案書類の提出
企画提案書類は、必ず持参により、5の(1)の担当課に提出すること。郵送による受付はしない。
ただし、提出は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。
また、企画提案書類は1案に限るとともに、10部（正本1部、副本9部）を提出すること。
なお、提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正は一切認めない。
- (4) 共同事業体で提案する場合
複数団体で提案する場合、全体の意思決定及び業務管理等に責任を持つ代表構成

団体を決め、当該団体が企画提案書類の提出を行うこと。

また、共同事業体で提案する場合、「共同事業体構成表」(様式2)を提出するとともに、代表とならない構成団体が代表構成団体へ本プロポーザルの提案及び契約関係に関する一切の権限を委任している旨が記載されている「共同事業体委任状」(様式3)を提出すること。

6 企画提案書類の作成要領

記載事項	内容に関する留意事項
(1)参加申請書兼企画提案書(表紙)	①会社名、代表者氏名、住所、担当者氏名、連絡先を記載すること。 共同事業体で提案する場合は、代表構成団体の会社名等を記載すること。 ②A4判1頁
(2)参加資格確認事項申告書(様式1)	①本募集要項の3の参加資格について、該当及び非該当を申告すること。 共同事業体で提案する場合は、代表構成団体にて該当及び非該当を申告すること。 ②A4判1頁
(3)共同事業体構成表(様式2)	①共同事業体で提案する場合は、当該様式を提出すること。 ②共同事業体における、代表構成団体及びその他構成団体の会社名、代表者名等を記載すること。 ③A4判1頁。ただし、その他構成団体が多数に及ぶ場合はこの限りではない。
(4)共同事業体委任状(様式3)	①共同事業体で提案する場合は、当該様式を提出すること。 ②共同事業体における、代表構成団体及びその他構成団体の会社名等を記載するとともに、各代表者印を押印すること。 ③A4判1頁。ただし、その他構成団体が多数に及ぶ場合はこの限りではない。
(5)業務実績(様式4)	①過去5年間(平成24年4月1日から平成29年3月31日)の官民連携(特に駅前での賑わい作り関係)に関する計画、調査等業務の元請受注実績を記載すること。 また、共同事業体で提案する場合は、代表構成団体及びその他構成団体の官民連携(特に駅前での賑わい作り関係)に関する計画、調査等業務の元請受注実績を記載すること。 ②実績として記載した業務の契約書の写しを添付すること。 ③枚数は必要に応じて追加すること。
(6)業務の企画提案	①別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。

(様式自由)	<p>その際、特に以下の事項について留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地活用計画策定に当たって想定される課題と対応策 現時点で、貴社の考える敦賀の玄関口にふさわしい賑わい交流拠点についてのイメージも提案してください。なお、イメージが過大にならないように、貴社の実績や経験等を踏まえ、実現性の高い提案を行ってください。 ・民間資本を活用した整備スキームの検討に当たって想定される課題と対応策 ・事業者募集要項等の作成に当たって想定される課題と対応策 <p>②記載に当たり、概念図、イラスト、写真等を用いることは可とする。</p> <p>③A 4判 6 頁以内又はA 3判 3 頁以内とすること。</p>
(7)工程計画（実施フロー）・実施体制（様式自由）	<p>①実施体制については、配置予定者が有資格者（技術士、一級建築士等）の場合は、その旨を明記すること。</p> <p>②A 4判 2 頁以内又はA 3判 1 頁以内とすること。</p>
(8)見積書（様式 5）	<p>①本業務の実施に必要な経費を税抜きで記載すること。</p> <p>②A 4判 1 頁以内に記載すること。</p>

7 審査及び選定方針

(1) 審査方針

敦賀駅西地区土地活用に係る官民連携支援等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書類の審査を行う。

(2) 選定方針

審査委員会において、企画提案書類について別表の審査項目等に基づき、評価、採点し、その結果、評点の最も高かった者を契約候補者として選定する。

(3) 結果通知

ア 審査結果については、平成 29 年 8 月末頃に企画提案書類提出事業者に通知する。

イ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

8 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書類等の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- (2) 企画提案書類等に記載すべき事項に不備があるもの
- (3) 企画提案書類等に虚偽、違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) この要項に定める手続き以外の手法によって審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を求めたとき。
- (5) 企画提案書類提出事業者が 3 に定める参加資格を満たさなくなったとき。

(6) その他審査委員会が不適格と認めるとき。

9 その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書類等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。
- (3) 企画提案書類の作成及び提出に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (4) 企画提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て提案事業者が負うものとする。

10 担当部署

- ・ 敦賀市都市整備部新幹線整備課
- ・ 住 所：福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
- ・ T E L：0770-22-8242
- ・ F A X：0770-23-4127
- ・ Eメール：shinkansen@ton21.ne.jp

別表1 審査項目

審査項目	
敦賀市及び計画に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・敦賀市の地勢及び地域経済の状況並びに計画に対して十分な理解を有しているか否か。
同種・類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間（平成24年4月1日から平成29年3月31日）の官民連携（特に駅前での賑わい作り関係）に関する計画、調査等業務の元請受注実績があるか否か。 ※共同事業体で提案する場合は、代表構成団体だけでなく、その他構成団体も含むものとする。
工程計画（実施フロー）・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・工程計画（実施フロー）の内容が具体的かつ実現可能か。 ・実施体制において、有資格者を含む、必要かつ十分な体制を確保しているか。
業務内容に関する企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・土地活用計画策定に当たって想定される課題と対応策について、具体的かつ実現可能か。 <p>現時点で、貴社の考える敦賀の玄関口にふさわしい賑わい交流拠点についてのイメージが提案されているか。また、そのイメージが過大にならないように、貴社の実績や経験等を踏まえ、実現性の高い提案となっているか。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・民間資本を活用した整備スキームの検討に当たって想定される課題と対応策について、具体的かつ実現可能か。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者募集要項等の作成に当たって想定される課題と対応策について、具体的かつ実現可能か。
	<ul style="list-style-type: none"> ・契約等に係る支援その他業務について、具体的か。
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・提案上限額以下か否か。 ・適正かつ必要最低限度の見積額となっているか否か。